

ふるさと納税寄附金はどこから どこに流れているか？

伊 藤 敏 安*

1. 趣 旨

総務省「ふるさと納税に関する現況調査」は、着地ベースの「受入額の実績等」と発地ベースの「住民税控除額の実績等」から構成される。それぞれ市区町村別に毎年度の数値が公表されているが、発地と着地を照合させたOD表 (Origin-Destination Matrix) のようなものは集計されていない。集計は可能と思われるが、そうしないのは「取った」「取られた」といった地域間の係争を誘発させないという含みでもあるのだろうか。

そんななか伊藤 (2022b) は、人口1人当たり寄附額のランク別に人口1人当たり受入額の平均を算出して寄附と受入の関係を点検している。同様の方法により市区町村の数値を再集計すれば、人口ランク別、課税対象所得ランク別、財政力ランク別に寄附と受入の状況をマトリクスで比較することができる。さらに都道府県間の結びつきをマトリクスで推定することが可能になると考えられる。

ふるさと納税をめぐる地方団体の「収支」に関する研究は少なくない¹⁾。すなわち受入額と寄附に伴う個人住民税控除額との差額に着目した研究であり、個人住民税の減収に対する地方交付税補填額を考慮した研究もある。これらは興味深いものではあるが、地域間のやりとりは分からない。そこで本稿では、ふるさと納税に関する市区町村のデータを発地・着地の観点

* 広島修道大学

1) 関連研究として鈴木・橋本 (2017)、富田 (2017)、矢部ほか (2017)、松田 (2019)、磯道 (2019)、須山 (2020) などがある。

から再集計して、地域間のやりとりを検討する。これにより、同制度の改廃に関する基礎資料を得ることを意図する。

第2節で研究方法を紹介する。第3節で寄附と受入の状況を確認したのちに、人口ランク別、課税対象所得ランク別、財政力ランク別の状況を整理・点検する。第4節で都道府県間の結びつきを推定する。第5節はまとめである。

2. 研究方法

(1) データ

総務省「ふるさと納税に関する現況調査」のうち、「受入額の実績等」を着地統計、「住民税控除額の実績等」を発地統計と呼ぶ。

ふるさと納税寄附金の対象と金額は大規模災害などによって変動するだけでなく、いわゆる返礼品競争に影響されることが予想される。そのため本稿では「受入額の実績等」については2018～2020年度、「住民税控除額の実績等」については2019～2021年度のそれぞれ3ヵ年平均を用いる。前者はt年度4月1日～3月31日における寄附金の受入を対象とし、後者はt年1月1日～12月31日における寄附金に基づいてt+1年6月1日時点での控除の状況を集計したものである。両者には対象期間のずれがあり、金額などは必ずしも一致しないが、以下では着地統計の2018～2020年度と発地統計の2019～2021年度を対照させる。

財政関係については総務省「市町村別決算状況調」の2018～2020年度の3ヵ年平均、個人住民税関係については総務省「市町村税課税状況等の調」の2018～2020年度の3ヵ年平均である。人口は、2020年1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」である。

本稿の対象は、東京特別区を含む1,741市区町村である。都道府県は含まない²⁾。発地統計・着地統計は、それぞれ市区町村の回答を集計したもの

2) 2020年度の場合、都道府県の受入額は139億円、都道府県・市区町村の総額の2.1%である。

伊藤：ふるさと納税寄附金はどこからどこに流れているか？

である。そのなかには無視しうるほどの規模とはいえ、明らかに入力ミスと疑われる数値が出てくる³⁾。本稿ではこのようなデータも含めて集計している。

(2) 方 法

表側は人口1人当たりふるさと納税寄附額の7ランクとする。表頭は、人口規模の7ランク、人口1人当たり課税対象所得の7ランク、財政力指数の6ランクとする。これらをクロスさせて該当する団体数、寄附額、受入額および寄附受入差額を集計する。

都道府県間の寄附と受入のやりとりについては、寄附額と受入額の市区町村データを47都道府県に集計したうえで（都道府県への寄附は含まない）、表側を47都道府県別の寄附額、表頭を47都道府県別の受入額とし、47都道府県別の受入額の構成比で寄附額を配分することにより推定する。

3. 寄附と受入の状況

(1) 寄附と受入の関係

1,741市区町村における寄附額の合計は5,051億円、受入額の合計は5,495億円である（それぞれ3ヵ年平均）。人口1人当たり寄附額の平均は1,900円、中央値は1,300円、人口1人当たり受入額の平均は18,900円、中央値は3,600円である（100円未満四捨五入）。人口1人当たり寄附額のジニ係数は0.476（Herfindahl-Hirschman Index は16.0%）であるのに対し、人口1人当たり受入額のジニ係数はその1.7倍の0.801（同114.8%）である。寄附額

3) たとえば、発地統計という寄附金は、都道府県・市区町村に対する寄附金、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、および都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金から構成される。そのうち数としてふるさと納税の利用状況が集計されている。ところが、ふるさと納税の利用人数・金額が寄附金全体の利用人数・金額より多い例がある。2018～2020年度の3ヵ年平均でみると36団体が該当する。これらを合計しても利用人数でも金額でも全体の0.2～0.3%である。

に比べて受入額の偏りが大きい。

なお、人口1人当たり地方税収入のジニ係数は0.199（同7.4%）である（3カ年平均）。納税義務者1人当たり課税対象所得のジニ係数はさらに低く0.086（同6.0%）である（3カ年平均）。これらに比較すると、人口1人当たり寄附額と人口1人当たり受入額の偏在性がいかに大きいか分かる。

図表1は、表側を人口1人当たり寄附額の7ランク、表頭を人口1人当たり受入額の7ランクとし、該当する団体数、寄附額、受入額および寄附受入差額を集計したものである。これから次の点が指摘される。

図表1 人口1人当たり寄附額と人口1人当たり受入額の関係

①該当団体数

(団体)

		人口1人当たり受入額							合計
		500円未満	500～1,000円	1,000～5,000円	5,000円～1万円	1万～2万円	2万～5万円	5万円以上	
人口1人当たり寄附額	500円未満	7	15	72	45	46	35	27	247
	500～1,000円	22	26	138	78	65	58	63	450
	1,000～2,000円	53	46	205	91	71	63	32	561
	2,000～3,000円	55	23	71	26	21	7	7	210
	3,000～4,000円	58	16	30	10	3	4	4	125
	4,000～5,000円	31	12	10	2		1	3	59
	5,000円以上	61	11	10	2	2	1	2	89
	合計	287	149	536	254	208	169	138	1,741

②寄附額

(億円)

		人口1人当たり受入額							合計
		500円未満	500～1,000円	1,000～5,000円	5,000円～1万円	1万～2万円	2万～5万円	5万円以上	
人口1人当たり寄附額	500円未満	0	0	2	1	2	1	1	7
	500～1,000円	3	7	24	10	11	6	5	66
	1,000～2,000円	51	35	159	63	27	28	8	371
	2,000～3,000円	180	112	191	42	30	9	4	568
	3,000～4,000円	589	94	134	24	2	4	5	853
	4,000～5,000円	348	75	34	4		0	6	467
	5,000円以上	2,389	246	71	7	2	4	1	2,720
	合計	3,560	568	615	152	73	53	30	5,051

伊藤：ふるさと納税寄附金はどこからどこに流れているか？

- ②の寄附額による集計結果をみると、表の左下方、つまり寄附額が多く受入額が少ない領域に集中している。そのなかでも人口1人当たり寄附額は5,000円以上と多い半面、人口1人当たり受入額は500円未満と少ない市区町村は、1,741団体のうち61団体（3.5%）にすぎないが、寄附額の合計は半数近い2,389億円（全体の47.3%）を占めている。これに対し表の右上方、つまり寄附額が2,000円未満と少なく、受入額が2万円以上と多い市区町村は、合計で278団体（同16.0%）であるが、寄附額は合計しても49億円（同1.0%）にとどまる。

③受入額

(億円)

		人口1人当たり受入額							合計
		500円未満	500～1,000円	1,000～5,000円	5,000円～1万円	1万～2万円	2万～5万円	5万円以上	
人口1人当たり寄附額	500円未満	0	1	17	27	51	77	302	476
	500～1,000円	1	7	78	98	192	227	663	1,267
	1,000～2,000円	10	17	245	302	256	536	822	2,189
	2,000～3,000円	15	29	167	122	170	126	132	762
	3,000～4,000円	34	20	102	50	8	30	102	346
	4,000～5,000円	14	11	23	7		3	267	324
	5,000円以上	47	21	23	8	4	18	11	131
	合計	122	106	655	615	682	1,017	2,299	5,495

④寄附受入差額

(億円)

		人口1人当たり受入額							合計
		500円未満	500～1,000円	1,000～5,000円	5,000円～1万円	1万～2万円	2万～5万円	5万円以上	
人口1人当たり寄附額	500円未満	0	-1	-15	-26	-50	-76	-301	-469
	500～1,000円	2	0	-54	-88	-181	-221	-658	-1,201
	1,000～2,000円	41	18	-87	-239	-229	-508	-814	-1,818
	2,000～3,000円	165	82	25	-81	-140	-117	-128	-194
	3,000～4,000円	555	74	32	-25	-6	-26	-97	506
	4,000～5,000円	334	64	11	-3		-2	-261	143
	5,000円以上	2,342	225	48	-1	-2	-13	-11	2,588
	合計	3,438	462	-41	-463	-608	-963	-2,269	-444

(注) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018～2020年度平均、「住民税控除額の実績等」2019～2021年度平均から作成。

- ・③の受入額による集計結果は、寄附額による集計結果と対照的である。表の右上方、つまり寄附額は2,000円未満と少ない半面、受入額は2万円を超える市区町村は278団体（同16.0%）であるが、受入額では全体のほぼ半数の2,628億円（同47.8%）を占めている。表の左下方、つまり寄附額は4,000円以上と多いにもかかわらず、受入額は1,000円未満と少ない市区町村は115団体（同6.6%）であるが、受入額は合計しても93億円（同1.7%）にすぎない。
- ・④の寄附受入差額については、定義からして当然のことではあるが、表の左下方の寄附超過団体と右上方の受入超過団体とにきれいに分かれている。寄附額2,000円以上かつ受入額5,000円未満の団体は寄附超過であるのに対し、受入額5,000円以上であればほぼ例外なく受入超過になっている。
- ・これらから容易に想像されるとおり、人口1人当たり寄附額と人口1人当たり受入額のあいだには負の相関が観察される。1,741市区町村に関する両者の相関係数は -0.068 （1%水準で有意）である。また、Spearmanの順位相関係数は -0.434 （1%水準で有意）であり、実数の場合に比べてより明瞭な負の相関がみられる。

(2) 人口規模別にみた寄附と受入の関係

図表2は、表側を人口1人当たり寄附額の7ランク、表頭を人口規模の7ランクとし、該当する団体数、寄附額、受入額および寄附受入差額を集計したものである。

- ・一見して明らかなおとおり、①から④のいずれについても表の左上方から右下方にかけて数値が分布していることが分かる。いいかえれば、右下方の人口規模が大きい市区町村では寄附額が多く受入額は少ないのに対し、左上方の人口規模が小さい市町村では寄附額は少なく受入額が多くなっている。
- ・人口50万人以上の都市は35団体（全体の2.0%）であるが、寄附額では合

伊藤：ふるさと納税寄附金はどこからどこに流れているか？

図表 2 人口規模別にみた寄附額と受入額の関係

①該当団体数

(団体)

		5,000人 未満	5,000～ 1万人	1万～ 5万人	5万～ 10万人	10万～ 15万人	15万～ 50万人	50万人 以上	合計
人口 1人 当たり 寄附 額	500円未満	122	70	54	1				247
	500～1,000円	89	91	235	32	3			450
	1,000～2,000円	44	71	282	110	34	20		561
	2,000～3,000円	8	8	67	55	29	38	5	210
	3,000～4,000円	3	5	28	22	19	38	10	125
	4,000～5,000円	3	1	9	16	10	16	4	59
	5,000円以上	2	2	7	17	9	36	16	89
	合計	271	248	682	253	104	148	35	1,741

②寄附額

(億円)

		5,000人 未満	5,000～ 1万人	1万～ 5万人	5万～ 10万人	10万～ 15万人	15万～ 50万人	50万人 以上	合計
人口 1人 当たり 寄附 額	500円未満	1	2	4	0				7
	500～1,000円	2	5	40	16	3			66
	1,000～2,000円	2	7	110	117	62	74		371
	2,000～3,000円	0	2	49	96	89	239	93	568
	3,000～4,000円	0	1	29	54	77	366	324	853
	4,000～5,000円	0	0	11	50	57	224	124	467
	5,000円以上	0	2	14	116	85	1,013	1,489	2,720
	合計	6	19	257	449	373	1,916	2,031	5,051

③受入額

(億円)

		5,000人 未満	5,000～ 1万人	1万～ 5万人	5万～ 10万人	10万～ 15万人	15万～ 50万人	50万人 以上	合計
人口 1人 当たり 寄附 額	500円未満	99	157	217	2				476
	500～1,000円	157	178	812	114	5			1,267
	1,000～2,000円	41	128	1,169	437	203	212		2,189
	2,000～3,000円	7	12	219	210	128	164	21	762
	3,000～4,000円	19	3	111	57	30	94	32	346
	4,000～5,000円	4	3	32	10	249	22	4	324
	5,000円以上	5	7	5	33	8	36	37	131
	合計	331	488	2,565	863	623	529	95	5,495

④寄附受入差額

(億円)

		5,000人 未満	5,000～ 1万人	1万～ 5万人	5万～ 10万人	10万～ 15万人	15万～ 50万人	50万人 以上	合計
人口 1人 当 た り 寄 附 額	500円未満	-98	-156	-213	-2				-469
	500～1,000円	-155	-174	-772	-98	-2			-1,201
	1,000～2,000円	-39	-120	-1,059	-321	-141	-138		-1,818
	2,000～3,000円	-6	-11	-170	-114	-39	75	72	-194
	3,000～4,000円	-18	-2	-82	-2	47	272	292	506
	4,000～5,000円	-3	-2	-21	40	-192	202	120	143
	5,000円以上	-5	-5	9	84	77	977	1,451	2,588
	合計	-325	-469	-2,308	-414	-250	1,387	1,935	-444

(注) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018～2020年度平均、
「住民税控除額の実績等」2019～2021年度平均から作成。

計で2,031億円(同40.2%)を占めている。一方、人口1万人未満の市町村は合計で519団体(同29.8%)であるが、寄附額では合計で25億円(同0.5%)にすぎない。

- ・人口50万人以上の35都市の受入額は合計しても95億円(同1.7%)であるのに対し、人口1万人未満の519市町村の受入額は合計で819億円(同14.9%)を占める。
- ・人口15万人以上の都市ではおおむね寄附超過であるのに対し、5万人未満の市町村ではほぼ例外なく受入超過である。
- ・より詳しく1,741市区町村についてみると、人口と寄附受入差額の相関係数は0.702(1%水準で有意)と高い。人口をx、寄附受入差額をyとすると $y=0.056x-4.367$ という関係にある(自由度調整済み決定係数0.492)。この関係式をあてはめると、人口が約7万8,000人より多ければ寄附超過、少なければ受入超過になる。

(3) 課税対象所得別にみた寄附と受入の関係

図表3は、表側を人口1人当たり寄附額の7ランク、表頭を納税義務者1人当たり課税対象所得の7ランクとし、該当する団体数、寄附額、受入

伊藤：ふるさと納税寄附金はどこからどこに流れているか？

図表 3 課税対象所得別にみた寄附額と受入額の関係

①該当団体数

(団体)

		240万円 未満	240～ 260万円	260～ 280万円	280～ 300万円	300～ 320万円	320～ 340万円	340万円 以上	合計
人口 1人 当たり 寄附 額	500円未満	97	104	26	12	4	3	1	247
	500～1,000円	42	210	145	33	14	3	3	450
	1,000～2,000円	2	35	193	244	65	12	10	561
	2,000～3,000円			7	44	105	49	5	210
	3,000～4,000円				3	27	58	37	125
	4,000～5,000円					2	9	48	59
	5,000円以上				1		1	87	89
	合計	141	349	371	337	217	135	191	1,741

②寄附額

(億円)

		240万円 未満	240～ 260万円	260～ 280万円	280～ 300万円	300～ 320万円	320～ 340万円	340万円 以上	合計
人口 1人 当たり 寄附 額	500円未満	3	3	0	0	0	0	0	7
	500～1,000円	3	34	23	5	1	0	0	66
	1,000～2,000円	0	12	101	212	42	3	1	371
	2,000～3,000円			5	79	322	155	6	568
	3,000～4,000円				7	163	399	284	853
	4,000～5,000円					6	38	423	467
	5,000円以上				0		0	2,720	2,720
	合計	7	49	130	303	533	595	3,434	5,051

③受入額

(億円)

		240万円 未満	240～ 260万円	260～ 280万円	280～ 300万円	300～ 320万円	320～ 340万円	340万円 以上	合計
人口 1人 当たり 寄附 額	500円未満	204	243	14	11	2	1	0	476
	500～1,000円	118	707	336	66	34	7	0	1,267
	1,000～2,000円	12	143	1,019	728	261	15	10	2,189
	2,000～3,000円			20	253	411	75	2	762
	3,000～4,000円				13	81	148	105	346
	4,000～5,000円					236	16	72	324
	5,000円以上				5		0	126	131
	合計	334	1,094	1,389	1,076	1,025	262	316	5,495

④寄附受入差額

(億円)

		240万円未満	240～260万円	260～280万円	280～300万円	300～320万円	320～340万円	340万円以上	合計
人口1人当たり寄附額	500円未満	-201	-240	-14	-11	-2	-1	0	-469
	500～1,000円	-114	-673	-313	-61	-34	-6	0	-1,201
	1,000～2,000円	-12	-131	-918	-516	-219	-12	-9	-1,818
	2,000～3,000円			-14	-174	-89	80	4	-194
	3,000～4,000円				-6	82	251	179	506
	4,000～5,000円					-230	22	351	143
	5,000円以上				-5		0	2,593	2,588
	合計	-328	-1,044	-1,259	-773	-492	333	3,118	-444

(注) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018～2020年度平均、「住民税控除額の実績等」2019～2021年度平均から作成。

額および寄附受入差額を集計したものである。

- ・人口1人当たり寄附額と納税義務者1人当たり課税対象所得のあいだにも明瞭な関係がみられる。人口規模別の場合と同様、全般に左上方から右下方にかけて斜め方向に数値が分布している。左下方、つまり課税対象所得が少なく寄附額が多い市区町村はない。
- ・納税義務者1人当たり課税対象所得が最も高い340万円以上の市区町村は191団体(全体の11.0%)であるが、寄附額では全体の3分の2を超える3,434億円(同68.0%)を占める。しかし、受入額では316億円(同5.8%)にすぎない。そのなかでも納税義務者1人当たり課税対象所得340万円以上かつ人口1人当たり寄附額5,000円以上の87団体だけで、寄附額の合計は過半数の2,720億円(同53.9%)に達している。
- ・他方、納税義務者1人当たり課税対象所得が260万円未満の市町村は合計で490団体(同28.1%)であるが、寄附額では合計しても56億円(同1.1%)にすぎない。しかし、受入額は合計で1,428億円(同26.0%)である。
- ・納税義務者1人当たり課税対象所得が320万円未満の市区町村ではおおむね受入超過であるのに対し、320万円を超えるとおおむね寄附超過に転じ

伊藤：ふるさと納税寄附金はどこからどこに流れているか？

る。より詳しく1,741市区町村についてみると、人口1人当たり寄附額と納税義務者1人当たり課税対象所得の相関係数は0.410（1%水準で有意）である。後者を x 、前者を y とすると $y=0.110x-32.143$ という関係にある（自由度調整済み決定係数0.168）。これにより、納税義務者1人当たり寄附額が約292万円を超えれば寄附超過、下回れば受入超過になることが見込まれる。

- ・納税義務者1人当たり課税対象所得が240万円未満の141団体の受入額は合計で334億円（全体の6.1%）である。同340万円以上の191団体の受入額は合計で316億円（同5.8%）である。受入額の規模は両者であり変わらない。本稿と同じデータを用いて寄附の状況を点検した伊藤（2022b）によると⁴⁾、人口1人当たり寄附額が5,000円以上の団体では、同一市区町村からの寄附の割合が件数ベースで21.1%（全体平均3.8%）、金額ベースで28.8%（同5.8%）と高いことが特徴である。納税義務者1人当たり課税対象所得が高い市区町村においては、自市区町村への寄附も少なくないことがうかがわれる。

（4） 財政力指数別にみた寄附と受入の関係

図表4は、表側を人口1人当たり寄附額の7ランク、表頭を財政力指数の6ランクとし、該当する団体数、寄附額、受入額および寄附受入差額を集計したものである。東京特別区は財政力指数1.0以上に区分している。

- ・財政力指数と人口との相関は全般に高い⁵⁾。財政力指数別にみた数値の分布状況には人口が影響しているため、前々項でみた人口規模別の分布状況に類似している。
- ・財政力指数が1.0以上の市区町村は106団体（全体の6.1%）であるが、寄

4) 総務省「受入額の実績等」（着地統計）では受け入れた寄附額とそのうち市区町村外からの寄附額が集計されている。伊藤（2022b）では、前者から後者を引いたものを市区町村内からの寄附としている。

5) 本稿で使用しているデータによると、1,718市町村（東京特別区を含まない）に関する相関係数は0.331（1%水準で有意）である。

図表4 財政力指数別にみた寄附額と受入額の関係

①該当団体数

(団体)

		0.2 未満	0.2～ 0.4	0.4～ 0.6	0.6～ 0.8	0.8～ 1.0	1.0 以上	合計
人口 1 人 当 た り 寄 附 額	500円未満	110	128	4	1	3	1	247
	500～1,000円	75	241	106	22	3	3	450
	1,000～2,000円	23	132	213	143	32	18	561
	2,000～3,000円	6	9	38	82	62	13	210
	3,000～4,000円		4	9	34	64	14	125
	4,000～5,000円		2	1	11	35	10	59
	5,000円以上	2		1	10	29	47	89
	合計	216	516	372	303	228	106	1,741

②寄附額

(億円)

		0.2 未満	0.2～ 0.4	0.4～ 0.6	0.6～ 0.8	0.8～ 1.0	1.0 以上	合計
人口 1 人 当 た り 寄 附 額	500円未満	1	6	0	0	0	0	7
	500～1,000円	2	33	25	5	0	0	66
	1,000～2,000円	1	34	163	139	26	8	371
	2,000～3,000円	0	3	58	273	203	32	568
	3,000～4,000円		1	10	247	553	42	853
	4,000～5,000円		0	1	38	311	116	467
	5,000円以上	0		0	122	1,158	1,439	2,720
	合計	5	76	257	824	2,252	1,637	5,051

③受入額

(億円)

		0.2 未満	0.2～ 0.4	0.4～ 0.6	0.6～ 0.8	0.8～ 1.0	1.0 以上	合計
人口 1 人 当 た り 寄 附 額	500円未満	70	394	4	1	7	0	476
	500～1,000円	75	751	395	29	5	12	1,267
	1,000～2,000円	24	521	1,025	456	146	17	2,189
	2,000～3,000円	2	42	171	337	184	25	762
	3,000～4,000円		20	8	145	104	70	346
	4,000～5,000円		4	0	12	296	12	324
	5,000円以上	5		6	11	43	66	131
	合計	176	1,732	1,609	992	784	203	5,495

伊藤：ふるさと納税寄附金はどこからどこに流れているか？

④寄附受入差額

(億円)

		0.2 未満	0.2～ 0.4	0.4～ 0.6	0.6～ 0.8	0.8～ 1.0	1.0 以上	合計
人口 1人 当 た り 寄 附 額	500円未満	-69	-388	-4	-1	-7	0	-469
	500～1,000円	-73	-718	-369	-24	-5	-12	-1,201
	1,000～2,000円	-23	-488	-861	-317	-120	-9	-1,818
	2,000～3,000円	-1	-39	-113	-65	19	6	-194
	3,000～4,000円		-20	2	102	449	-27	506
	4,000～5,000円		-3	1	26	16	104	143
	5,000円以上	-5		-6	111	1,116	1,373	2,588
	合計	-171	-1,656	-1,351	-168	1,468	1,435	-444

(注) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018～2020年度平均、「住民税控除額の実績等」2019～2021年度平均、総務省「市町村別決算状況調」2018～2020年度平均から作成。東京特別区の財政力指数は1.0以上に区分。

附額は合計で1,637億円（同32.4％）を占める。そのうちでも人口1人当たり寄附額5,000円以上の47団体の寄附額は合計で1,439億円（同28.5％）に達している。その半面、これら106団体における受入額は合計しても203億円（同3.7％）にとどまる。

- ・ 財政力指数が0.4未満の市町村は732団体（同42.0％）であり、4割を超えるものの、寄附額の合計は81億円（同1.6％）にすぎない。にもかかわらず受入額では合計で1,908億円（同34.7％）、全体の3分の1以上を占めている。
- ・ 財政力指数が0.8を超えると、一部に例外もみられるものの、おおむね寄附超過であるのに対し、同0.4未満の市町村では例外なく受入超過である。財政力指数と寄附受入差額の相関係数は0.183であり、1％水準で有意ではあるが、前出の人口規模ならびに納税義務者1人当たり課税対象所得の場合に比較すると低い⁶⁾。

6) 相関係数の計算対象は、東京特別区を除く1,718市町村である。

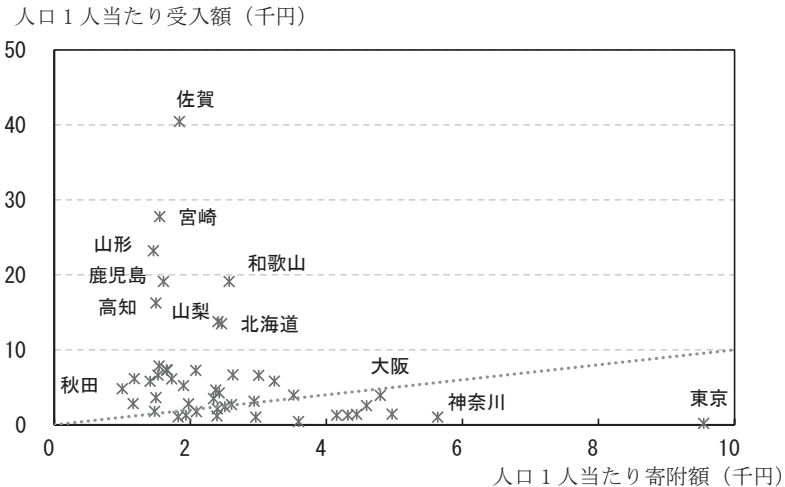
4. 都道府県間の寄附と受入の状況

(1) 都道府県間の寄附と受入の関係

図表5は、47都道府県に集約したデータを用いて、人口1人当たり寄附額と人口1人当たり受入額の間関係をみたものである。前者から後者を引いた値が寄附受入差額である。受入額は2018～2020年度の平均、寄附額は2019～2021年度の平均であり、対象期間と数値は一致しない。

- ・45度線より下方、つまり寄附超過になっているのは東京、神奈川、大阪など16都府県である。残りの31道県は受入超過である。多くの府県では寄附受入差額はあまり大きくなく、45度線の近傍に集まっている。そのなかで寄附受入差額のプラス幅が大きいのは、東京9,300円（100円未満四捨五入）、神奈川4,600円、愛知3,500円などである。
- ・反対に受入超過、つまり寄附受入差額のマイナス幅が大きいのは、佐賀－3万8,600円、宮崎－2万6,200円、山形－2万1,800円などである。こ

図表5 人口1人当たり寄附額と人口1人当たり受入額の間関係



(注) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018～2020年度平均、「住民税控除額の実績等」2019～2021年度平均から作成。

伊藤：ふるさと納税寄附金はどこからどこに流れているか？

のほか北海道、山梨、和歌山、高知、鹿児島においてマイナス幅が1万円を超えている。

- ・47都道府県に集約したデータを用いて、人口1人当たり寄附額と人口1人当たり受入額の相関係数を求めてみると、実数では-0.333（5%水準で有意）、Spearmanの順位相関では-0.488（1%水準で有意）である。いうまでもなくこれは前掲の図表1に対応している。

(2) 都道府県間の寄附と受入の状況

図表6は、都道府県間におけるふるさと納税の寄附と受入の状況をみたものである。これは、1,741市区町村のデータを47都道府県に集約したうえで、表側を寄附額、表頭を受入額とし、受入額の47都道府県別構成比で寄附額（合計5,051億円）を配分した推定値である。これから次の点が指摘される。

- ・行の合計、つまり寄附額が多いのは、東京1,321億円、神奈川519億円、大阪424億円、愛知376億円、千葉273億円、埼玉265億円、兵庫255億円などの大都市圏の都府県である。そのなかでも東京は全体の26.2%を占めている。
- ・反対に列の合計、つまり受入額が多いのは、北海道653億円、大阪320億円、佐賀306億円、鹿児島287億円、宮崎280億円、福岡275億円、山形231億円、静岡227億円といった主に地方圏の道府県である。
- ・寄附額と受入額の両方で上位10位にランクされているのは、大阪（寄附額3位、受入額2位）、北海道（寄附額9位、受入額1位）、福岡（寄附額8位、受入額6位）である。
- ・これら3道府県では自地域内移動が多いことも特徴である。自地域内移動額は、大阪27億円（寄附額の6.3%）、北海道17億円（同12.9%）、福岡9億円（同5.4%）である。これらに次いで、神奈川（寄附額2位、受入額20位）でも自地域内移動額は9億円（同1.7%）と比較的多い。これは、返礼品の魅力に刺激されるなどして同一都道府県の他市町村にふる

図表6 都道府県間の寄

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	
北海道	17	1	2	2	1	6	1	3	1	1	1	2	1	2	3	0	1	1	3	4	3	6	3	
青森	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
岩手	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
宮城	7	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	2	1	
秋田	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
福島	4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	
茨城	9	0	1	1	1	3	0	2	0	1	0	1	0	1	2	0	0	1	1	2	2	3	1	
栃木	6	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	2	1	
群馬	6	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	2	1	
埼玉	34	2	4	4	2	12	2	7	1	2	2	4	1	5	7	1	1	2	5	7	6	12	5	
千葉	35	2	4	4	2	12	2	7	1	2	2	4	1	5	7	1	1	2	6	8	7	12	5	
東京	171	9	18	19	11	60	8	33	6	10	8	19	7	23	36	3	7	10	27	36	32	59	26	
神奈川	67	3	7	8	4	24	3	13	2	4	3	8	3	9	14	1	3	4	11	14	13	23	10	
新潟	4	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	2	1	
富山	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	
石川	4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	
福井	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
山梨	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	
長野	6	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	2	1	
岐阜	8	0	1	1	1	3	0	2	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1	2	1	3	1	
静岡	13	1	1	1	1	4	1	2	0	1	1	1	1	2	3	0	0	1	2	3	2	4	2	
愛知	49	2	5	6	3	17	2	9	2	3	2	6	2	7	10	1	2	3	8	10	9	17	7	
三重	7	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	2	1	
滋賀	6	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	2	1	
京都	15	1	2	2	1	5	1	3	0	1	1	2	1	2	3	0	1	1	2	3	3	5	2	
大阪	55	3	6	6	4	19	3	10	2	3	3	6	2	7	11	1	2	3	9	12	10	19	8	
兵庫	33	2	4	4	2	12	2	6	1	2	2	4	1	4	7	1	1	2	5	7	6	11	5	
奈良	7	0	1	1	0	3	0	1	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1	2	1	3	1	
和歌山	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	
鳥取	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島根	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	6	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	2	1	
広島	11	1	1	1	1	4	1	2	0	1	1	1	0	1	2	0	0	1	2	2	2	4	2	
山口	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	
徳島	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
香川	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	
愛媛	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	
高知	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡	21	1	2	2	1	8	1	4	1	1	1	2	1	3	4	0	1	1	3	5	4	7	3	
佐賀	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
長崎	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	
熊本	4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	
大分	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	
宮崎	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
鹿児島	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	
沖縄	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	
合計	653	33	70	74	44	231	31	125	21	39	31	74	27	88	136	10	25	38	105	139	123	227	101	

(注) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」の「受入額の実績等」2018～2020年度平均、「住民税控除額の実績等」2019～2021

伊藤：ふるさと納税寄附金はどこからどこに流れているか？

附・受入の状況（推定）

（億円）

三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
1	1	1	8	3	0	4	1	1	1	1	0	0	1	1	3	7	8	2	3	2	7	7	1	130
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	15
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	15
1	1	0	3	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	3	1	1	1	3	3	1	54
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	10
0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	16
0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	0	2	2	0	28
1	1	0	4	2	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	1	4	4	1	2	1	4	4	1	69
0	0	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	1	1	1	3	3	0	47
0	0	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	1	1	1	3	3	0	47
3	3	2	17	7	1	9	2	2	2	1	1	1	2	2	6	14	16	5	6	3	15	15	3	265
3	3	2	17	7	1	9	2	2	3	1	1	1	2	2	6	15	17	5	6	3	15	15	3	273
14	14	9	84	34	4	44	11	10	12	7	4	3	10	9	28	72	80	24	31	17	73	75	13	1,321
5	5	3	33	14	2	17	4	4	5	3	2	1	4	4	11	28	31	9	12	7	29	29	5	519
0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	1	0	2	2	0	34
0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	19
0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	1	0	2	2	0	29
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	15
0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	20
0	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	1	1	1	2	2	0	43
1	1	0	4	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	4	1	1	1	3	3	1	61
1	1	1	6	3	0	3	1	1	1	1	0	0	1	1	2	5	6	2	2	1	5	6	1	97
4	4	2	24	10	1	12	3	3	4	2	1	1	3	3	8	20	23	7	9	5	21	21	4	376
1	1	0	3	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	3	1	1	1	3	3	1	53
1	1	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	1	1	1	3	3	0	50
1	1	1	7	3	0	4	1	1	1	1	0	0	1	1	2	6	7	2	3	1	6	6	1	113
4	4	3	27	11	1	14	3	3	4	2	1	1	3	3	9	23	26	8	10	5	23	24	4	424
3	3	2	16	7	1	8	2	2	2	1	1	1	2	2	5	14	15	5	6	3	14	14	2	255
1	1	0	4	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	3	1	1	1	3	3	1	56
0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	25
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	10
1	1	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	1	1	1	3	3	0	50
1	1	1	5	2	0	3	1	1	1	0	0	0	1	1	2	5	5	2	2	1	5	5	1	84
0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	0	1	2	0	27
0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	16
0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	24
0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	0	1	2	0	27
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	11
2	2	1	11	4	1	6	1	1	2	1	1	0	1	1	3	9	10	3	4	2	9	9	2	166
0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	15
0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	22
0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	1	0	2	2	0	29
0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	20
0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	17
0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	0	1	1	0	26
0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	22
53	52	33	320	131	16	168	40	36	47	27	16	12	38	36	106	275	306	90	120	65	280	287	49	5,051

年度平均から作成。強調は10億円以上。

さと納税をしている様子を示唆している。

- ・都道府県間の移動額が最も大きい組み合わせは東京－北海道の171億円である。これに次いで東京－大阪，東京－佐賀ではそれぞれ80億円を超え，東京－福岡，東京－宮崎，東京－鹿児島ではそれぞれ70億円を超えている。いずれも東京を発地とするものである。
- ・47都道府県のうち12団体において，10億円以上の寄附先がみられる。なかでも東京都は32団体とのあいだで10億円を超えるやりとりがある。このほかに10億円を超える寄附先が多いのは神奈川18団体，大阪15団体（うち1団体は自地域），愛知11団体などである。
- ・47都道府県のうち32団体において，10億円以上の受入先がみられる。寄附額の場合は大都市圏の都府県に集中しているのに比べ，受入先についてもっと広がっている。なかでも北海道は相手先が12団体（うち1団体は自地域）あり，幅広く受け入れていることが分かる。このほか10億円を超える相手先が多いのは，大阪8団体（うち1団体は自地域），佐賀8団体，山形・静岡・福岡・宮崎・鹿児島7団体などである。

5. ま と め

ふるさと納税制度の当初の理念は，「今は都会に住んでいても，自分を育ててくれた“ふるさと”に，自分の意思で，いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」というものであり，ふるさとには，生まれ故郷のほか「お世話になった地域」「これから応援したい地域」を含むとされる⁷⁾。

本稿でみてきたように，人口規模が大きく所得と財政が相対的に安定した地域から，人口規模が小さく財政に余裕がない地域に対して，ふるさと納税がおこなわれていることは，ひとまずは当初の理念に適っていると解釈してよいかもしれない。

7) ふるさと納税研究会「ふるさと納税研究会報告書」2007年10月，総務省「ふるさと納税ポータルサイト」を参照。

伊藤：ふるさと納税寄附金はどこからどこに流れているか？

ところが、実態はそうともいえない。2020年度の場合、1,741市区町村における人口1人当たり歳入のジニ係数は0.312である。一方、歳入からふるさと納税受入額を引いて個人住民税控除額を足した額を「元歳入」とすると、「元歳入」のジニ係数は0.308である⁸⁾。77兆円あまりの歳入総額に比べて、ふるさと納税の受入額は合計で6,489億円、個人住民税控除額は合計で2,825億円である。些少な規模であるとはいえ、ふるさと納税によって市区町村間の偏りが増している可能性がある。

本稿でみた都道府県別集計は推定値ではあるが、結果にそれほどの違和感がないことから、そこその実態を反映しているとみられる。とはいつても推定値である。ふるさと納税寄附金制度に関するより精緻な議論をするためにも、地域間の関係に関する統計の整備が望まれる。

[謝 辞]

本稿は、日本計画行政学会中国支部大会（2022年4月16日、オンライン開催）で発表した原稿に加筆・修正したものです。同大会で貴重なご意見をいただいた方々に、あらためまして心からお礼申し上げます。

[文 献]

- 磯道 真（2019）、「ふるさと納税の収支尻——373団体は交付税加味しても“赤字”返礼品競争の拡大で制度にゆがみ——」、『日経グローバル』、No. 372、pp. 24-29.
- 伊藤敏安（2020）、「市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？」、『修道法学』、第43巻第1号、pp. 59-107.
- 伊藤敏安（2021）、「ふるさと納税寄附金の返礼割合は妥当か？」、『修道法学』、第44巻第1号、pp. 19-49.
- 伊藤敏安（2022a）、「ふるさと納税は地方交付税をどれほど毀損しているか？」、『修道法学』、第44巻第2号、pp. 31-51.

8) 歳入と「元歳入」のいずれについても変動係数は0.745、Herfindahl-Hirschman 指数は8.928%であり、小数点以下3桁まで変わらない。最大値・最小値倍率は、歳入22.49倍、「元歳入」22.36倍である。

- 伊藤敏安 (2022b), 「ふるさと納税の利用に熱心なのはどんな市区町村か?」, 『修道法学』, 第45巻第1号, pp. 1-25.
- 鈴木善充, 橋本恭之 (2017), 「ふるさと納税に関する研究——北海道下の市町村データによる分析——」, 『生駒経済論叢』, 第15巻第2号, pp. 21-31.
- 須山 聡 (2020), 「ふるさと納税にみる所得再配分機能と地域振興」, 『駒澤地理』, 第56号, pp. 1-21.
- 富田武宏 (2017), 「ふるさと納税制度による税源の偏在是正機能と限界」, 『立法と調査』, No. 386, pp. 88-100.
- 松田英嗣 (2019), 「損益計算書でみる全国47都道府県の“ふるさと納税”事情——“ふるさと納税”の持続可能性を高めるために——」, 『日経研月報』, 通巻494号, pp. 26-33.
- 矢部拓也, 笠井明日香, 木下 斉 (2017), 「“ふるさと納税”は東京一極集中を是正し, 地方を活性化しているのか——都道府県・市町村収支データと財政力との関係から考える——」, 『徳島大学社会科学研究』, 第31号, pp. 17-70.